

島根原子力発電所の状況他

2026年10月5日
中国電力株式会社

1. 島根2号機の定期事業者検査状況 p3
2. 島根2号機特定重大事故等対処施設および島根3号機の新規制基準
適合性審査状況 p7
3. 島根1号機の廃止措置状況 p12
4. 浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る
不適切事案を踏まえた対応について p15
5. 島根2号機におけるプルサーマル発電について p18

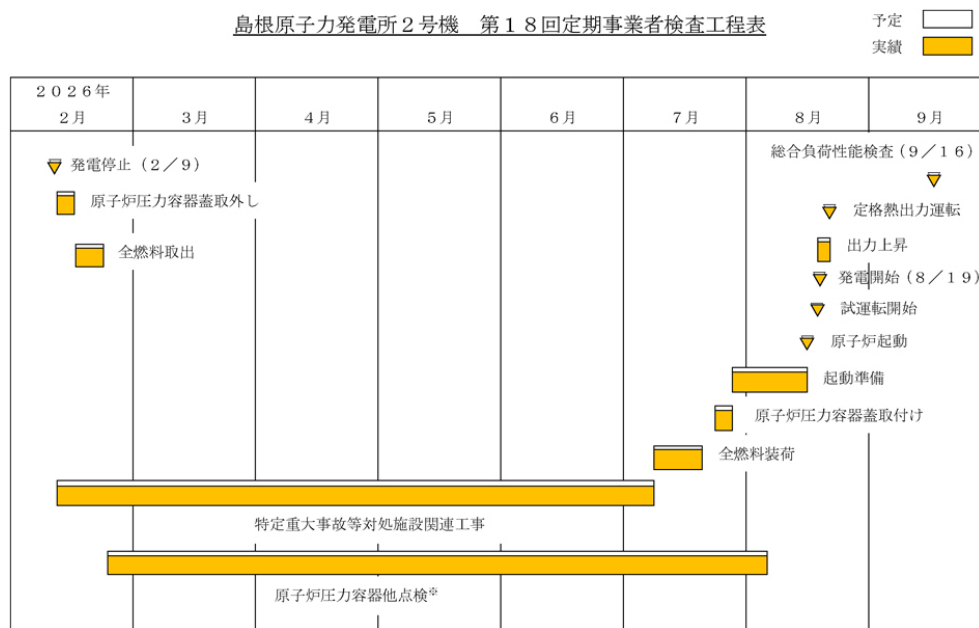
1. 島根2号機の定期事業者検査状況

1. 島根2号機の定期事業者検査状況

○第18回定期事業者検査について

- 2026年2月9日、第18回定期事業者検査を開始しました。
- 今回の検査では、特定重大事故等対処施設（以下、特重施設）について、本検査期間中に実施可能な範囲の干渉物対策等を実施するとともに、運転開始から40年を超えて運転するために必要な特別点検の実施に向けたデータ採取を実施しました。
- 検査終了時期については、検査期間中に確認された、設備の減肉※¹に対する保修作業や設備の動作不良※²への対策により、当初予定から変更して、2026年8月13日（木）、原子炉を起動し、2026年8月19日（水）、発電機を並列し、発電を再開しました。
- 2026年9月16日（水）、総合負荷性能検査が完了し、営業運転を再開しました。

島根原子力発電所2号機 第18回定期事業者検査工程表



※1…原子炉補機冷却系熱交換器の伝熱管の一部に減肉が確認された。

※2…燃料取替機の伸縮管の動作が一時的に停止した。

1. 島根2号機の定期事業者検査状況

○参考：第18回定期事業者検査について

《主な工事の実績(抜粋)》

1. 特定重大事故等対処施設設置工事

《内容》現在建設中の特重施設について、本定期事業者検査中に実施可能な範囲の干渉物対策等を実施しました。

《期間》2026年2月9日(月)～2026年7月7日(火)※3

2. 原子炉隔離時冷却系制御装置取替工事

《内容》原子炉隔離時冷却系のポンプ注水流量を制御する装置について、予防保全として一式取替を実施しました。

《期間》2026年2月16日(月)～2026年8月16日(日)

3. 原子炉圧力容器他点検

《内容》運転開始から40年を超えて運転するために必要な特別点検の実施に向け、原子炉圧力容器他に対し非破壊試験等によるデータ採取を実施しました。

《期間》2026年2月23日(月)～2026年8月6日(木)

※3…本定期事業者検査中に実施可能な範囲の干渉物対策等の完了を指します。

1. 島根2号機の定期事業者検査状況

○参考：第18回定期事業者検査について

《今回定期検査期間中に発生したその他事象（抜粋）》

- 2026年2月26日（木）、重大事故等発生時用の燃料プール水位・温度監視設備が使用できない状態となったことから、同日、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限（以下「運転上の制限」）を満足しない状態であると判断しました。

その後、当該設備の復旧作業を実施し、使用できる状態になったことから、同日中に運転上の制限を満足しない状態から復帰しました。

- 2026年4月30日（木）、過去に設置された燃料支持金具の仕様相違に伴い、第18回運転サイクル期間中、最小限界出力比が制限値を満足しない状態で運転していた期間があり、一時的に、運転上の制限を満足しない状態であったと判断しました。

2026年6月1日（月）、上記事象について、他の運転サイクルにおける状況および原因調査結果を取りまとめ、再発防止策を策定しました。

2. 島根2号機特定重大事故等対処施設および島根3号機の新規制基準 適合性審査状況

○島根2号機特重施設他

- 2025年1月31日、島根2号機の特重施設における建物、土木構造物の詳細設計を取りまとめ、原子力規制委員会へ設計及び工事計画認可（以下、設工認）申請を提出しました。

（特重施設の電源・注水等に係る設備および所内電源（3系統目）の詳細設計についても、準備が整い次第、それぞれ設工認を原子力規制委員会に申請することとしています。）

- 2026年9月1日時点で設工認にかかる審査会合は4回開催しました。

（参考：特重経過措置期間）

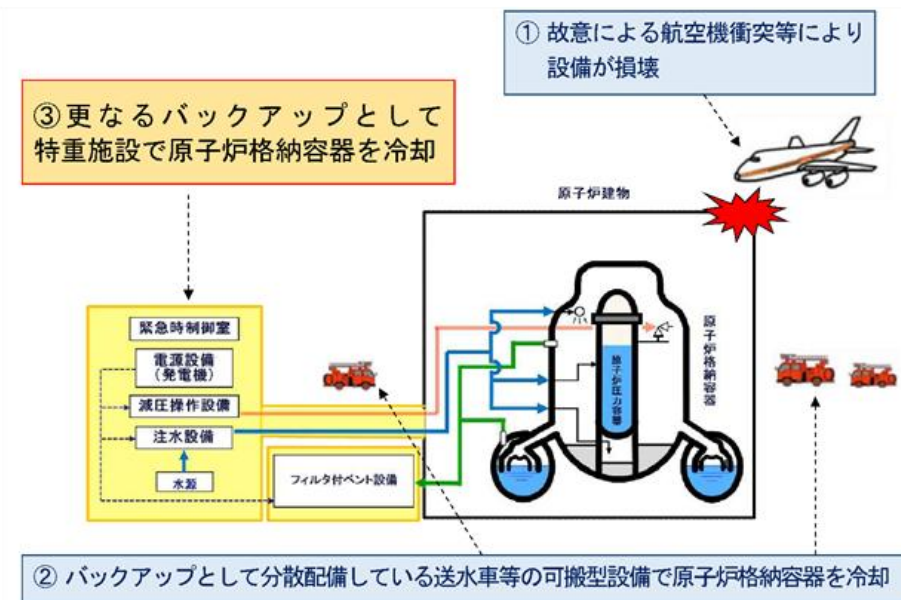
- ・ 2026年6月3日の原子力規制委員会において、特重施設設置に係る経過措置規定について、「特重施設設置に係る経過措置期間の5年は変更せず、当該経過措置期間の起算点を、設工認の認可日から、本体施設の使用前確認日に変更する」旨の規則改正案が了承された。
- ・ 2026年6月4日～7月3日のパブリックコメントの後、2026年8月26日の原子力規制委員会において、規則改正が正式決定された。
- ・ 今後、規則改正が公布・施行される。

○島根2号機特重施設における経過措置期限の変更前後

変更前) 2028年8月29日

変更後) 2030年1月9日

＜特重施設のイメージ＞



○島根3号機

- 2026年3月26日の審査会合をもって、当初、年度内に一通りの説明を終えたいとしていた項目については説明を完了しました。
- 2026年8月28日および2026年9月10日の審査会合において、これまでの審査会合で受けている指摘事項や推定活断層の調査などについてご説明し、ご理解いただけたものと考えています。
- 2026年9月11日に島根3号機の原子炉設置変更許可申請に係る補正書(4回目)※4を原子力規制委員会に提出しました。
- 今後、新たなコメントをいただくことがあれば、引き続き、適切に対応してまいります。

※4…これまでの審査内容を踏まえ、2号機用に設置した設備の一部(緊急時対策所等)を2号機および3号機用として共用化するなど、発電所設備に係る申請内容を補正したもの



島根3号機建設状況

○参考：推定活断層の調査

- 2026年1月14日に国内の活断層に関する文献「日本の活断層総覧」が刊行され、この中で、島根原子力発電所の南側に推定活断層※⁵が示されました。
 - ・ 期間：2026年2月10日～
 - ・ 内容：地表地質踏査、はぎ取り調査 等
 - ・ 場所：右図に示される推定活断層周辺
- 2026年6月12日の原子力規制委員会の審査会合において、調査結果に基づき、推定活断層に対応する断層が認められないことの説明を行い、理解を得ました。
- 2026年7月16日、原子力規制委員会による現地調査では、推定活断層の審査会合で説明をした通り、当社の説明と現場に齟齬なく、断層の存在を示唆する地形はない(妥当)と評価いただいています。



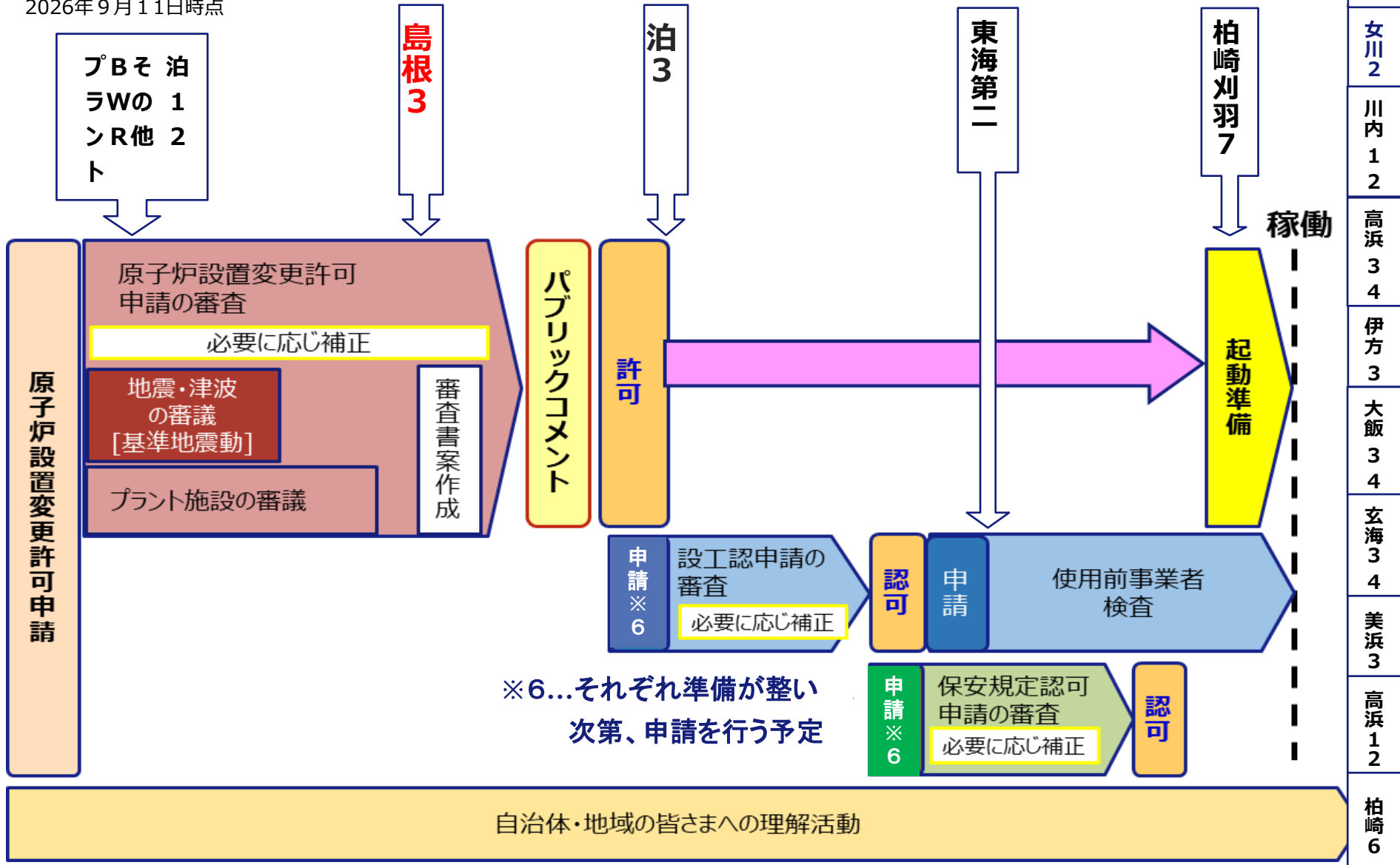
※⁵…地形的な特徴から活断層の存在が疑われるが、明確に特定できないもの。当社としては、当該箇所に活断層は認められないと評価していますが、文献を踏まえ、さらなるデータ拡充の観点から、地質調査を実施することとしました。

2. 島根2号機特定重大事故等対処施設および島根3号機の新規制基準適合性審査状況

○参考: 島根3号機の新規制基準適合性審査状況

2026年9月11日時点

(注) 稼働までの流れは島根3号機の想定を記載



3. 島根1号機の廃止措置状況

○進捗状況

- 2017年7月28日、廃止措置に着手しています。
- 2024年5月24日から原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）へ移行し、5月29日から第2段階作業に着手しています。
- 2025年3月17日、放射線管理区域内設備の解体に着手しています。
- 2026年度はタービングランド蒸気発生器※⁷および復水器真空ポンプ※⁸各室内の機器（本体機器含む）等の解体を実施予定です。
- 今後も安全確保を最優先に、着実に進めていきます。

※⁷…タービン室への蒸気漏洩、復水器への空気漏入を防止するため、タービン軸封部等にシールする蒸気を発生させる装置

※⁸…原子炉起動前に、復水器、タービンおよび接続配管・機器内の空気を抽出し、内部を真空状態とするためのポンプ
【現場の状況】



2025年度解体工事着手設備
（タービングランド蒸気発生器室内）



ポンプ本体



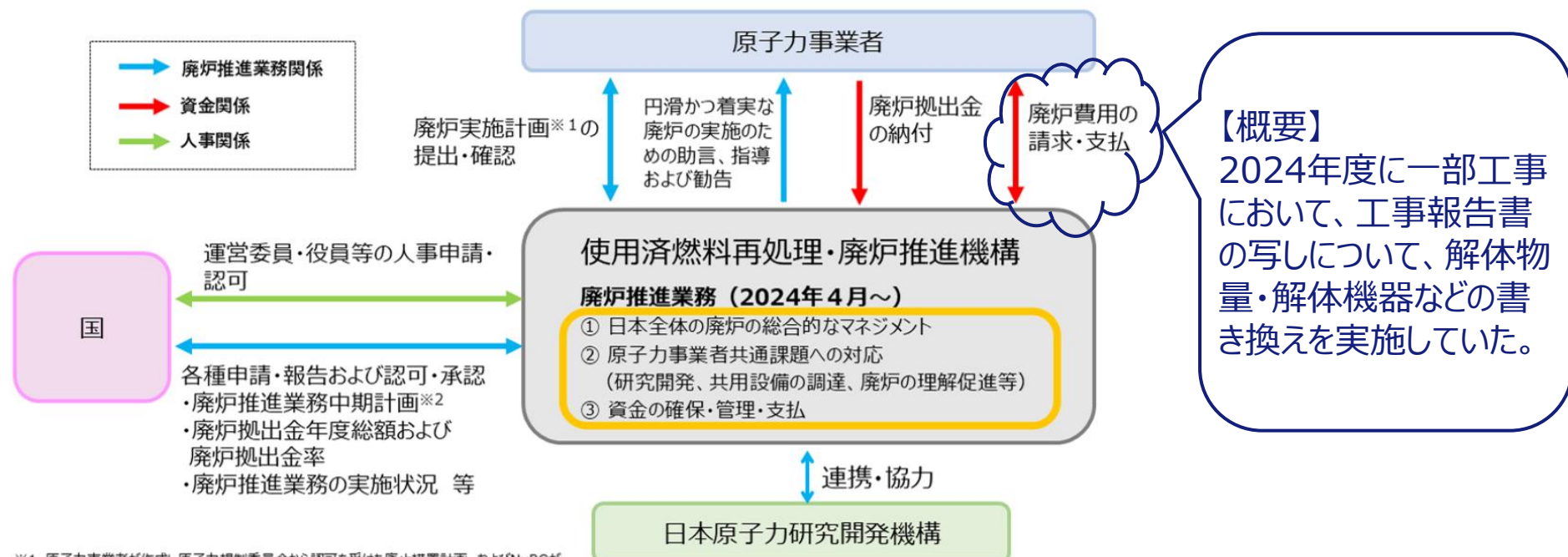
室内全体

2026年度解体工事着手予定設備
（復水器真空ポンプ室内）

3. 島根1号機の廃止措置状況

○参考：中部電力浜岡原子力発電所の解体撤去工事に係る不適切事案を踏まえた使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下、機構）による類似事案の調査依頼について

- 中部電力における廃炉工事に係る実績報告・費用請求においての不適切事案を受け、8月31日に機構から当社を含む他の原子力事業者に対し、調査依頼がありました。
- 調査の結果、当社において中部電力の事案と類似した事例はなく、適切に対応していることを確認した旨、9月11日に機構へ報告しています。
- 9月25日に機構が当社を含む各原子力事業者の報告を取りまとめ、各社において中部電力と同様の事案は確認されなかった旨を公表されている。



※1 原子力事業者が作成し原子力規制委員会から認可を受けた廃止措置計画、およびNuROが作成する廃炉推進業務中期計画に基づき、原子力事業者が翌年度に実施する工事等に関する計画

※2 円滑・着実な廃炉の実施を図るための方針など、廃炉推進業務の実施に関する計画

4. 浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る 不適切事案を踏まえた対応について

4. 浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る 不適切事案を踏まえた対応について

- 2026年1月5日、中部電力株式会社が浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案があった旨、公表しました。
- 2026年1月13日、原子力エネルギー協議会が、他の事業者における状況の確認を開始する旨を公表し、2026年1月19日に他の事業者における状況確認の結果、類似する事象が確認されなかった内容を公表しました。
- 2026年5月29日、当社は島根の基準地震動策定における「地震動評価の詳細」、「品質管理の取組状況」について、審査会合で説明を実施しました。
- 2026年6月18日、当社の本社にて原子力規制庁による現地確認として、基準地震動策定に係る品質管理上の記録確認が実施され、原子力規制庁からは『文書・記録類を確認し、不適切な点は認められなかった。』との評価を頂いています。

4. 浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る 不適切事案を踏まえた対応について

- 2026年9月11日、外部専門家のみで構成される調査委員会から当該事象における調査報告書が中部電力に提出されました。
- 2026年9月14日、中部電力が報告書の内容も踏まえた再発防止策の方向性を公表しました。

《2026年9月11日提出の報告書要約》

① 反省

- ・ 社会や地域よりも社内論理を優先する「独自の正当化理論」が存在
- ・ 経営がコンプライアンス最優先の組織風土を確立できなかった
- ・ 一部社員による確信的な不適切行為を防げなかった

② 本質的な問題

- ・ 経営と実務者の間で正しい情報共有が不足
- ・ 異論や問題提起を十分に議論できなかった
- ・ 組織全体で課題解決に取り組む機能が不十分であった

③ 改革の決意

- ・ 二度と同様の事案を発生させないという強い決意
- ・ 経営から実務者までの思いが連続しない組織風土を解体
- ・ 率直な議論と相互牽制が機能する組織へ再構築

④ 再発防止の3本柱

1. 意識・行動の変革

- ・ コンプライアンス最優先の徹底
- ・ 「正しいことを正しいと言える」意識の醸成

2. 組織風土の変革

- ・ 異論や懸念を率直に発言できる環境づくり
- ・ 部門や職位を超えた議論の活性化

3. ガバナンス・牽制機能の強化

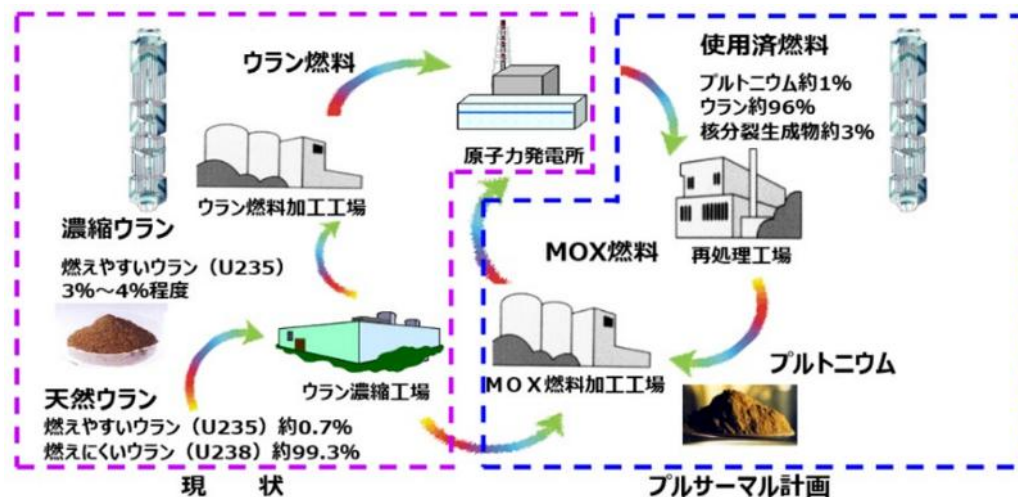
- ・ 経営と実務者の連携強化
- ・ 相互牽制が機能する仕組みの構築

5. 島根2号機におけるプルサーマル発電について

5. 島根2号機におけるプルサーマル発電について

【プルサーマルの計画】

- 今後、設工認申請、保安規定変更認可申請を行い、国（原子力規制委員会）による審査を受けます。それらの認可後、燃料輸送・受取検査を行い、MOX燃料を原子炉に装荷してプルサーマル発電を開始することとなります。
- プルサーマル発電の実施にあたっては、周辺自治体を含めた地域の皆さまに丁寧な説明を尽くし、十分に対応していくことが大前提です。スケジュールありきで進めることはありません。
- 設工認等の審査、MOX燃料の輸送に係る期間等の技術対応に要する期間のみを積み上げても、プルサーマル発電が可能となるのは、早くとも2029年度となります。当然のことながら、地域の皆さまへの丁寧な説明を尽くす中で、これより遅くなることは十分にあり得ます。



図：プルサーマルの概要

5. 島根2号機におけるプルサーマル発電について

【自治体への説明等】

- 2026年1月15日、関係自治体(2県6市)の執行部の皆さまにプルサーマル発電の実施に向けた取り組みにおける当社計画を説明しました。
- 島根県側は、2026年3月末までに、議会等での説明を予定通り全て終了しました。
- 鳥取県側は、2026年2月18日資源エネルギー庁から説明プロセスの見直しについて指導を受け、2026年3月30日指導に対する対応回答を行い、3月31日社長から鳥取県知事に一連の対応を謝罪し、合わせて、当社主催の住民説明会の開催を検討することを表明しました。
- 開催された住民説明会の日程は以下のとおり。

[住民説明会の日程]

(島根県)鹿島町:7月8日、松江市:7月11日、
安来市:7月13日、出雲市:7月14日、
雲南市:7月15日

(鳥取県)境港市:7月27日、米子市:7月30日



鹿島町住民説明会の様子

- 鳥取県側では、令和8年度第1回鳥取県原子力安全対策合同会議が2026年9月6日に開催され、資源エネルギー庁および当社からプルサーマル計画を説明しています。また、鳥取県原子力安全顧問会議の顧問から、「説明を受けた範囲において、安全性は確保されていると判断した」旨の取りまとめ意見が、鳥取県知事に報告されました。